

第6回熟議『学校選択制』議事内容（平成24年7月25日）Aグループ 全文

事務局

（校区地図を広げる）

こういうものを今回作りました。見ていただいているのが全区ではなく、5区ピックアップしていますが、現在の学校区です。黒線が中学校区で、点線が小学校区になります。基本的には小学校区を合わせたものが中学校区になっています。一部になりますが、生野区などは、見ていただいたらわかりますように、鶴橋中学校については、北鶴橋小学校と鶴橋小学校からの進学先となっているのですが、中学校が勝山中学校校区にあると。こういうのがやっぱりあるんです。ここだけではないんですね。この間、東淀川区でもありましたけど、こういう事例なんですよ。これはわざとここに作ったわけではなく、ここしか中学校を開くときに敷地がなかったという、周りも市街地になっていますので、そういうことで、やむを得ずこうしなければならないというのがありました。

委員

平野区の摂陽中なども？

事務局

はい。

委員

これも中学校ですね。

事務局

そうです。だから（生野区）東小路小はここを越えて新生野中まで行かざるを得ません。

委員

これは、飛んでいるんですか。ここの校区を飛び越えて。

委員

中学校が、ここはすごく重なっていますよね。

委員

ここの校区には、中学校がなくて、隣にどっちかに行くんですね。

事務局

平野南はここ。

委員

平野南はここですか。こうなって…。

事務局

いや、平野北中学校のところは一小一中です。

委員

ということは、平野西小学校は、平野中学校ですか。

委員

そうです。摂陽中学校が校区外になっている。

事務局

だからですね、今の校区も入り組んでいるところが…。ただ、小学校の校区は、平野区もほとんどが連合の組織とほぼ一致しているはずですが。生野区はすべて一致しています。だいたいどこも一致しています。反対に、これ北区と中央区ですけれども、ここが開平小学校ですけれども、これだけの広い校区になっていて、もうひとつ言えば、北区、統合しました扇町小学校というのがありますけれど。

委員

ものすごく広いですね。

事務局

これが扇町小学校の校区になっています、5つの小学校が統合した結果になっていますので、昔の小学校の校区をそのまま引き継いでいますから、こういう…特に中之島の端っこの方は、大人でもやっぱり40分ぐらいかかりますので、だから市営交通の乗車証を出しているとか、あるいは、ここに関しては、ここで西船場小学校、西天満小学校への就学を認めているという地域になっている。そういう意味では、保護者は、今、選択できるという状況にはなっていますが、地元からはこの距離があるので、そういう配慮はしてほしいというのはありましたので。

委員

この扇町小学校というのは何人ですか。

事務局

扇町はね、今 2 クラスのほぼ 300 人です。

委員

それでも、それだけなんですね。

事務局

ただ統合した時よりは、今増えてきています。

委員

増えてきていますよね。

事務局

この辺の開発もあるのでね。増えてきている。ここすべて増えてきているのですよ。西船場小も西天満小も。ここ 10 年で比べますとこの周りの小学校はすべて人数が増えてきています。

委員

この辺にビルが建つでしょ。

事務局

そうです。ここ梅田も校区なんです。ここも大きなマンションが今建っているのね。どれだけ入られるかということなんです。

委員

可能性として、物理的にこっちが近くなる可能性もあるというね。

事務局

ありますね。

委員

この辺に住んでいる人だと、こっちの花乃井中学校に行くということは区を跨ぐということですね。

事務局

はい。これはただもう歩けるのはここだけなんでね、西天満も歩くのは時間がかかる。

ここも京阪のパス券を出しているんですよ。こちらは市営交通のパス券を出しているんです。ここは歩いて行ってもらっていると。ただこれ区が変わりますと、中学校も変わるわけですね。だからここ行ったらお友達関係あるので、花乃井中学への進学は例外的に認めているんですよ。ただ困るのは高校の学区が、北区とこことは違うんです。ただ将来、学区撤廃とか言うてますから、そうなったら別なんですけど。

委員

ここは第1学区。

事務局

ここは第1で。

委員

第1ですよ。

事務局

ここは第1で、ここは昔の第3学区ですね。今は第2学区で。だからそういう進路指導も含めていろいろあるので、当時色々意見あったんですけど、やっぱり親の方からは、歩けるところの学校に行く、そういうのも確保してほしいという根強いご意見がございましたので、統廃合という議論もありましたので、そういうのも例外的にこの時は認めた、いったものがありますので。今、見ていただいているのが、住之江区の、特に平林小学校は、この辺は、ほとんど人はいないんですけども、ここの校区も大きいので、当然パス券を出すといったところにはなりますね。

委員

こっちの方から行かれると。

事務局

そうですね、この辺は、ほとんど人が住んでおられない。ただ、この辺は未だ住んでおられないですが、そういう中で臨海部でしたら、此花区の島屋いうところが、USJのところですね、あそこの目の前がマンション、もともとあそこは、誰も人住んでいなかったんです。あそこにあれだけのマンションが建っているので、要は今、島屋小学校は満杯に近い状態になっているんですけどね、ただ臨海部には他に学校がないので、どうしようかというのは、此花区でも話しているんですが。

委員

マンションが建つ時に、前から疑問だったのですけれど、ある区ですごいマンションが建つとわかっていて、その小学校、後で揉めているという感じのことがあったので、マンションが建つというのは、区が分かっているわけですね、それでその前に小学校が…。

事務局

委員のおっしゃった事例の場合は、ちょっと対応が遅かったかなというのが、反省せざるを得ないところはあるのですが、ただ、マンションの時は、大規模マンションの場合は、市の建築指導部の方に業者が事前に申請で話が上がってきますので、そういう物件は、こういう申請がありますというのを教育委員会も情報はもらうんです。ただ業者の中身です。中心部のこういったところは、結構、ここなんかも 300 戸くらいのマンションなんです。ただ価格が高くて実際、北区もこの辺も、開いたのですけども、ほとんど子どもが来なかったという場合があって、なかなか価格帯が…。平均価格 4000 万くらいになると、やっぱりファミリー層は入ってこない。それが、2000 万、3000 万くらいになるとファミリー層がぱっと入ってくる。なかなかそこを読むのが、正直言って苦慮しているんですけれども。

委員

USJ の周辺なんかは、まさにファミリー層ですね。

事務局

あそこは安いですね。あそこは 2000 万くらいから。だから、あそこは、如実に島屋小が。島屋小は、この間 2 回くらい増築をかけてきているんです。もともと敷地にゆとりがありましたから、今それでなんとか島屋小は。でも、さらに増えてしまいますと、しんどいかなという状況はあります。

委員

業者は、あんまり学校に、ねえ。考えていませんものね。

事務局

業者は考えていません。

委員

やっぱり校区内でしか移動しないので、学校人数はそんなに…。

事務局

だからよく言われるのが、要するに最後こうなると、入居予定の方から時たまクレーム

の声はやっぱり、急に学校変わるとは思ってたとかね、賃貸でしたら、また引越しか割切りったら。分譲になったらそんな簡単なものではないんで、ちょっとそれは昔から一部あるんだということで、ピックアップしておりますけど、今日の議論を含めて、見ていただく方が分かりやすいかと。

委員

住之江に係る問題はどこにあるのか。中央区の場合はどうなのか。

事務局

住之江の場合は実際パス券を出しているのはどんなんか。というのはこういう事例であるというところですね。

委員

学区は広い…。

事務局

反対に住之江区で言いますとね、南港とこちらがね、この間で非常に分かれているので、これはもう、どうするのかと、自由になった時に当然この間は歩ける距離でもありませんし、この辺、昼間は大型トラックとかが行き交っていますので、やっぱり…、ただニュートラムも走っていますので、それをどう考えるのかという。例えば住之江区長さん中心に議論してもらわないといけない。

委員

現状としては、比較的上手くいっている。もし保護者がこっちに行きたいと…。

事務局

そうですね。まあやるのでしたらここで一つのブロック、こちらで一つのブロックという、そういうブロックみたいなものが一番現実的ではないかなと、この区の状況からしますとね。

委員

そうしますと、やはり各区によって事情が違ふということになるので、その選択制の種類も各区で…。

事務局

結局、幅広くやって区長さんがもう一回こういう状況も区民、保護者の方に提案して、

どれが一番良いのかというのを、この熟議を終わった後にもう一度議論してもらうのが一番良いと思うんです。

委員

ここなども中学校が二校しかなくて、それぞれから距離もそんなに遠くないという感覚がありますけれど。

事務局

ここで言いますとね、こちらの方はね、このあたりで今マンションがちょっと建ちつつあるんですよ。だから南港の北中は、若干子ども増えているんですけど、こちらの方はあんまり変わっていないので、どちらかと言えば子どもは減る傾向に、あまり住民の異動はないので、よくあるんですけど、最初は子育て層が入っていたんですけど、やっぱり子どもさんが独立してしまうと、減る方向にありますんで。

委員

ちなみになんですけど、東京でも当然工業地帯の小学校はあると思うんですけど。その場合のケースというのは、情報交換してないのですか。

事務局

東京の方もね、基本的にね、江東区のあたりが、豊洲とかあの辺が、既存の学校もあるんですけど、一部新設したとは聞いているんですよ。でもやっぱり新設した学校は非常にきれいで、選択制をやるとそこに一気に集中したと、やっぱり事前に皆さん、学校を見るのでね。やっぱり備品もすべてきれいで。

委員

そうですね。江東区の場合は、子育てに対して手厚いですよ。

事務局

そう聞いていますね。後、これを見ていただきたい、北区とか中央区は過去に統廃合、特に中央区の開平小学校は統合校。南小学校、これも統合校ですね。中央小学校も統合を経験していますんで。中学校は、これ東中学校は中央区のこれだけあるわけですね、という状況です。玉造の方から反対にこの辺の肥後橋の方まで、これ全部こっちの校区になって。

委員

ものすごく今増えていますしね。

事務局

そうです。開平小も一時期 100 人を切れていたのが、この間、校長に聞きますと、来年は 120 人を越えるだろうということで、入学生が多くなって、来年はひょっとしたら一学年が 2 学級になるのではないかと、今 35 人編制ですので、40 人ぐらい入学してくるのではないかという話も…。

委員

これ全部東中学校ですよ。東中学校は今何クラスですか。

事務局

東中は 4・3・4 の 11 学級です。

委員

増えても 7 クラスぐらいの対応はできる学校ですか。

委員

できません。

事務局

やっぱりその辺を考えて私学に逃げられる方もおると学校から聞いているんです。今、中央区で言いますと、ここの中央小学校が、昔小学校 4 つを一緒に統合して、昔金甌小学校をここに作ったんですけど、これが今、満杯近くになっていまして、実は校区内にマンションが林立していまして、これが非常にちょっとどうしようかなという悩みなんです。

委員

では、例えば北区みたいに、統廃合してそのまま、中津ですかね…。

事務局

実はこの扇町小も満杯近くになっているんですよ。元々は、大丈夫だろうと 2 学級編制の 12 教室を確保しているんですが、これでは、ちょっと、近い将来しんどくなるのところがうかなと。増築も考えないといけないのではと。

委員

もともと単学級の小学校 2 校を、扇町小に統合したんです。後から大阪北小が、元々三校の学校がひっついていたんですけど、まだ減っていった 40 人…。

事務局

50人切れていましたからね。

委員

だからひっつけようかという話で、ひっつけたら、マンションができて増えてきたと。

事務局

これは昔の曽根崎小学校と梅田東、堂島という3つをくっつけた。ただ、この堂島小の跡を買ったのが、いわゆるマンション業者なんですよ。

委員

何かちょっと笑えないですね。

事務局

例えば、済美小学校というのがあるんですが、ここも、買ったのがマンション業者なんですよ。

委員

それは、そういうことあり得ますよね。

事務局

大いにあります。特にこの辺は駅から近いので、非常に利便性が良いので、業者も売る。最近、商業スペースもできていますんで、生活しても…。

委員

それで、ここは過密になっていると。それを解消するための手段というのは、どう考えられますか。

事務局

これは、この間言いましたのは地元の方へは、一部ちょっと校区をと言ったんですけど、地元の方からは、こういうことを分かんまに統合した、先を見通せなかった教育委員会が悪いとだいぶ怒られまして。

委員

校区編成は絶対言うんですよ、地域の方が。もう絶対いややと。

事務局

だから、結局、連合と一致している。自分とこの連合が分かれると、連合もね、どちらの学校にも対応しないといけないようになるので、やっぱり学校行事も含めてこちらの学校は見るけど、こちらは見ませんというわけにはいかないので、ちょっと地元としてもそういう負担も正直でてきますので、ちょっと大変だといったところは。

委員

統廃合して、学校をそのまま地域が管理しているところもありますよね。

事務局

あります。

委員

そういうところに、また戻る…。

事務局

この辺なんかは言われつつありますけど…。例えばね、ここに分校を復活させたらどうかという意見は、時たまあるんです。

委員

管理しているから学校そのままあるんですよ。だからまたその学校をね…。管理しているんですよ、地域が。だからまた学校をはじめると…。

事務局

ただ悩ましいのは、マンションの場合は、一時の波なんですよ。あまり異動がないので、分譲マンションは。だから非常に読みにくいところはあるんですけど。

委員

ただマンションに限らず、例えば一軒家にしても、その子どもが出て行くという、戻ってくる子どもの比率という捉え方をしたら、やっぱり大きな波が…。

事務局

もともと子どもの数は減っていたんですよ。この中心部は。それが、子どもさんが独立して、減って、どちらかと言えば住むにも、賃貸料が高いということではなかなか若い人も入ってこなかったんですけども、やっぱりこの辺は価格が高いんで、なかなか子育て層が入ってこれない。でも北区でもこの端っこになれば、やっぱりあるかなと。生野区は、

いわゆる昔からの町で、再開発されていませんし、この辺は、昔からの路地裏が、今もありますから、こういう風に、この校区も入り組んでおりますし、実は、ここの舍利寺という小学校がありますけども、これはこれだけ見たら生野中学校ですけども、舍利寺の一部が大池中になっている。だから進学先が二校に分かれているのですよ。住んでいるところで。

委員

小学校の校区が別の中学校区に分かれて…。

委員

分かれています。舍利寺は分かれています。

事務局

だから、当時も収容の問題で、提案したんですけれど、今はその問題もないんで、地元から聞きますとその問題も解消してほしいというのが出てくるかもわかりませんが。だから、現状の校区も個別に見ていきますと、課題はあって、昔は一定意味があったことです。今はそこまで意味があるのかといったところがあるんですけど、ただあんまり大きく変えられてきていないので、まあ今回こういう議論をしますと、そういった問題も例えば生野区でしたら、意見がね、やっぱり地元や保護者の方から出てくることも十分起こり得るのかなと。

委員

それは、町会の区分と合致させて欲しいという…。

事務局

この辺は、あまり規模の大きい学校ではないんですよ。生野区もこちらの方は、それなりの規模なんですけれど、こちらの方は規模が大きくないので、ちょっとそういった問題は出てくるかなあと。

委員

あとね、一つの中学校、ちょうど 50 年ぐらいたった学校いうので、たくさんの学校が新築校舎に変わっているんです。ということはもう統廃合というのは非常に難しい問題、小学校以上に、どこの中学校も抱えているのは、ありますね。

ファシリテーター

それは生野の問題ですか？

委員

いや、そうではなくて全市の、

事務局

新制中学が、だいたい同じようにスタートしていますからね、その頃に校舎が建てられている、だから同じように校舎の年限が来ているんですよ、だからちょっと小学校と中学校との置かれている状況は、違うんですよ。中学校の場合でしたら、仮に統廃合になっても、小学校の統廃合とは、ちょっと別の意味のいろいろな課題を考えていかないといけないところもあるんですよ。当然、お互いの中学校の校区を引き継ぎますので、非常に広くなるといったところもありますので、そういった問題もどうするかということはあるですね。

委員

統廃合に関連してなんですけれど、生野区でも、統廃合の話が出ていますけど、統廃合になったときにね、北区とか中央区の例みたいに、跡地が売却されてしまったら、やっぱり後々どうにもならないというか、回復できないところがあると思うんでね、例えば、今回、学校選択制を、もし入れたとしたら、ある程度の学校は統廃合の対象になってくるのではないと思われるんですけども、そうした場合にその統廃合された土地というの残して、市や区も管理して、とういうような、何て言うんですかね、長期的なというのはどういうふうな、

事務局

今、この辺の状況を言いますとね、実は、昨年、ここ梅田東小は売ったんですよ。でもこれ統合してから 20 年間は、そのままの学校で地元が使っていたんですよ。で今、この梅田東小に行かれたら分かるんですけど、この学校で体育館部分とこの校舎部分で、この道で分かれているんですよ。で体育館部分は、地元の方が防災とか、いろいろやっぱり地元の集まりがあるんで、そこはもう残してほしいという地元の強い要望があって、ここは売っていないんですよ。で、南側だけ売ったんですよ。北の方は、地元の方も入ってこの周りの再開発で、その地元の空間も。一方、済美小の方もですね、実は全体の三分の一は残しているんですよ。今、そこに行かれたら分かるんですけど、地元の方が集会室として、何かしらの時に集まれるようなスペースを自分らで整備して、自分らで運営しているんですよ。で残りのところを売ったんですよ。堂島小もそうなんですよ。今、中央区の学校でもそういう要望があるので、あの基本的にはこの統廃合した学校で、地元の方と話しをしないまま、売ってしまったという物件は、ないんですね。で、

委員

例えば、20 年間、おいていたというお話ですけど、例えば統廃合した後、20 年間もおいていくとか、そういう、まあ、、、

事務局

それは、年限を決めてない、いわゆる地元との話し合いなんです。で、ある意味で言えば、梅田東小とかは、茶屋町の開発のことを地元の方も非常に気にしていて、そこが一定見えるまではという要望があって、これが大分見えてきたんでね、地元の方も、それならいきましょうとなったんですよ。反対に済美小は、これに比べたら平成 15 年かに統合ですから、まあ 5～6 年で地元の方は、むしろ地元のスペースを早く確保してほしいという要望が、だからそういったところで、地元によってね、地元の要望も含めまして、うちも年限を決めるわけでもなく、まとまったところからいっているといったところがあります。

委員

市や区が管理するということはまずない？

事務局

そうですね、普段から、今後、当然そういった問題は、話をしていかなないといけないとは思っています。

委員

基本的に土地を安易に金儲けになるから売するという姿勢は、これはやっぱり良くない、というのは一致していますよね。これは間違いないと思いますけど。

一方でやっぱり市の財政の問題もありますので、売らざるをえないということや、皆さんとの議論でいろいろなことを考えられると思うんですよ。とりあえず、これは売らないけれども、その代わり他の公共施設として、例えば生涯学習センターなり、学習センターとしての機能を与えていって、つないで行こうとか、いろんな知恵を働かすとか。今回その学校選択制の問題で選択されなかったから、統廃合だという議論にはならないと。それは、別の適正配置の問題だろうと思います。

委員

ただ適正配置は、人数の指標というか、何人以下になったとか、何学級以下になったらとかいうことがありますので、選ばれないということになると、ある程度、人数が減るわけですね。その人数が減りだすと、やっぱり親の側から言うと、減っている学校にわざわざ 6 年間、その学校があるかどうか分からないし、統廃合されるかもしれないのに、入学させるということは考えられないんですけどね。

委員

その点が大きな分かれ目だろうと、個人的な私の意見ですよ。僕は、だからといって統廃合するにはちょっと早すぎるんじゃないかなと思うんですよ。その間にやっぱりワンステップある。どういうことかという、ここがなぜ減っているんだと、なぜ選ばれないんだと、徹底的に、それは、もし実施するとしたらの話ですよ。やっぱり研究しないといけないと思うんです。それに伴って対策をとらないといけない。例えば、先生を増やして、お金をつけて、他のところをちょっと減らしてきますね、こっちへ持って行って努力してみようよというステップは、やっぱりそこには、僕は必要なのではないかな、個人的な意見ですよ。それは、選ばれないから、はい統廃合と、それはちょっとイージーすぎるんじゃないかなと。やっぱり、その血のにじむ努力というのは、やっぱり必要なんだと思います。

事務局

東京の方でもね、結果としてね、希望の関係でね、少人数のところは、なかなか希望が集まらないという悩みを持った教育委員会は、いろいろ聞いているんですよ。で、今、委員からあったように、例えば、そういった小規模校に対して、やっぱりちょっと特別な手立てをうったりとか、ちょっと力を注いでいるといったところで、今言ったように減ったからすぐ、そしたら統廃合ですねと言っている区は、今聞いたところ、どこの区もないと。ただ、やっぱり悩みとしたら、そういう手立てをしても、やっぱり人数は回復しないといった場合に関しては、最終的には、そのところもあるかなと。ただ、やっぱりどの教育委員会も安易にそこには行きませんといったところはあると思うんですけどね。

委員

そこは物凄く慎重にやらないといけないと思いますね。そんなだったら、本当に資本主義の「売れないからダメ、生産中止にしよう」ということと一緒にになってしまう。で幸い、また余分な話ですけど、学校活性化条例のなかに、やっぱり先生方がお金を要求することができると、それから人についても要望することができるという項目がありますんで、あれが使えるのではないかなと思っているんですよ。積極的にそれはやってもらって、支援したら、方法はあるんじゃないのかなと。

委員

少ないところというのは、やっぱりよそに家ができたりとかして、引っ越していてないという場合も、、、

事務局

要は世代間交代がうまいこといってないんですよ、一言で言えば。やっぱり高齢者が多

いんですよね。それは地元の方も認識しているんですよ。ただ、やはり、いずれ子どもが戻ってきて増えるのところがかなと、だからある意味で、もうちょっと気長に見て欲しいというふうに地元からは言われているんですけども、地元の人と話していると、やっぱり世代間交代が、若い層がやっぱり出てしまうと。それが、地元にいてくれないと、だからそれぞれの町会長とか役員の方も、お子さんやお孫さんがやっぱり出ていってしまうと。いったところは、共通していることではありますので、そうなってくると、ここの学校の課題もあるんですけど、地域課題がやっぱり背景としてあるんで、だからそういう意味で言うたら、この間市長とも話しているんですけど、この学校の問題は、区長とここの地域の学校のね、街づくりをどうするのかという観点も入れないとね、ここの学校どうするかという議論は、なかなか出来ないのところがかなというのは、実は市長とこの間話をしていまして、それをこの 8 月に就任する公募区長の方に、より積極的にそういう働きをしてもらおうかなというふうには思っているところです。

委員

自分の区でも今、昔から代々いる方と新しい方が、半々に融合していかないといけない。そういう子どもが増えるところに、当然お金なり力を注がれていくでしょうし、逆に言うと南部のほうで高齢化が進んで子どもが減っているところにおいては、別のことを考えなければいけないと思っていますんで、その町がどんどん変わってきますんで、それは、やっぱり子どもからの目線でみるのか、地域からの目線でみるのか、学校の目線でみるのか、見方はいろいろあると思うんですけど、そこと学校選択制は、どういうふうに絡んでいくのかなということは考えながら、、、

事務局

ある意味では、学校選択というのはそのことだけではなく、それをやることによっていろんな問題が出てきますので、先程ありましたように将来どうするのか、検証するのかなというのは、当然そういった問題との関係も含め、それは必要なことかなあと思うんですけどね。行ってもらえば分かります、そういう意味で言いますとなかなか一律的な手法を入れるのか、こういうここの区の状況をみましても、いいのかといったところはあるんで、一つ区ごとに考えてもらうというのは、それは、それで一理あるのかなというのは、こういうのをちょっと見ていただいたら、分かってもらえるかもしれないと思って、今日用意したわけなんですけれど。特に、こんな歪みは、つかみやすいかなと思って。

委員

同じグループのマンションが、こことこっちがあるんですけど、同じ名前のマンションなんですけど、ここで違うんですよね。で、道路を挟んで、この道を通るんですけど、この道の子は、隣の学校なんです。そこの道を通ってくるんですけど、こっち側と、道路挟

んでこの歩道と、この歩道で学校が違うので。

委員

後で、多分マンションできたんでしょうね。

委員

いや、後から小学校ができて、うちマンモス校だったので、分かれてそっちの学校にいったんですよ。もう豊里小学校全部がそこしかなかったの、豊里南小というのが出来た時にその線引きができたんです。

事務局

施設規模と収容人数との関係で、最終的に歪んだラインになったと思うんですけど。だから個別に見ていきますとね、こういう事例はありますね。だから知らない人が、そのマンションに引っ越してくると、なぜこんな状況になっているか分からないという声は、やっぱりそういったところでは起こりやすい。

委員

正門を空けてないですもんね、うちは。通常の正門から本当は子どもら入るんですけど、そうすると反対の校区の子の方へ向いちゃうので、裏門の方から全部。だから裏門が正門。多いですね、そういうとこ。

委員

距離的な基準に当てはめてですね、・・・・・・・・

事務局

だいたいこう見ていただいたら生野区はね、これが1キロですからね、大体ないんです。やっぱりあるのは、こういう統合したところは当然どうするんだという問題もあります。そういったところや住之江区のような臨海部には当然ありますよね。

委員

本当に子どもが住んでいませんので。

事務局

住んでいませんから。

委員

ここに、このへんに少しマンションがあつて、その子だけバスで。

委員

平野区も以外と遠いですね。

事務局

そうですね。平野区は今回のフォーラムでも、地域で割って説明したんですよ。やっぱりそうしないと区役所はここにあるんですけどね、区の出張所は三つくらいあるんですね、ここだけでは無理なので、この出張所も。そういう意味で言えば平野区は少し違う。

委員

あと浪速区なんかは、統廃合とか、、、

事務局

浪速区はそうですね。ただある程度、ある学校だけが、うちの見込みでは5年後には300人くらいまでいきそうな学校が一つ残っているんですけど。他は相対的には増えませんねえ。反対に浪速区の学校は、ゼロ歳児、1歳児が校区にいる学校はありますわ。ただ、就学前に出ていってしまうんですね。それを見込むのが難しいんですよ。そのまま残るのか、残らないのかというのは、なかなか分からないんでね。だから過去の経験から予想するんですけど。ときたま外れるんですよ。

委員

多分、お勤めしている若い時は、住みやすいですよ、通勤とかで。子どもさんを育てるには、きっと多分、どっかに行こうかと思って。

事務局

だから幼稚園、保育所に入って、次に小学校へととなって考えられたと思います。だからそういう意味で言うと平野区はね、当然これが1キロですから、これで引くといったら全区的に中学校も含めてね、これはちょっと無理があるかなあと。そういう意味でいうと北部の方、区をいくつかに分けてという、学校数も大分違いますんで、住之江区は、こういうふうな南港とこちらの方とというような、そういう意味で言いますと、区によっては、違うかなと。反対に浪速区については、1.2キロでほぼ区がすっぽり入ってしまうようなところもありますので。そういったところは、区一括でいいのと違うかということもありますし整理の仕方は、やっぱり、、、

委員

例えば住之江区が、もし電車を中学生で使うということになったら、物凄い地下鉄でこの中学校へも行けるんです。乗り替えたら。ただ、平野区はそれで行けるかというと、とんでもなくて、出来ないというような状況で、やはり区によっても通学の便を考えたときに、住之江区はニュートラムと地下鉄を使ったら、どの中学校でも行けます。ただ平野区はもう、、、

事務局

ちょうど地下鉄がこう通ってるんでね。この沿線は一緒だと思います。こちらの方は、全然、こちらは JR なんでね。全然、ここは歩くしかない。バスは走っていますけどね。そういう便はありますね。あの東京の江戸川区は何で 1.2 キロって決めたのかと聞きましたらね、時間で決めてしまうと、子どもの歩く距離が、歩く時間が違うと、同じ距離でもね、個人差があると。その時にやっぱりちょっとトラブるのがいやなので、もう自宅から 1.2 キロということであれば、公正を期せると。だから 1.2 キロを越えてたら、お断りすると。それの方が説明しやすいという意味で時間よりは距離を出しましたというのが、江戸川区の担当者の意見でした。個人差というところの話をしていました。

委員

距離でいうと、ちょっと言いにくいけど、やっぱり区を跨いだ場合の問題は、、、

事務局

これは平野区だけではなくて、どの区にもありますんでね。ここでしたら、横の東住吉区、東住吉からでも同じことが言えますし。これ北の方は、生野区ですんでね、その辺の状況はありますけどね。ちょっとこういうのを用意しましたので。はい、すいません。

委員

皆それぞれに当てはまるか分からないんですが、大きな方向性というかね、で前にも言っていた就学の特認校、指定外就学とかいうのを使って行けるという範囲にしないといけないのかなと思いますけど。

委員

小学校を特に見ていると、通学区域の緩和という事で対応した方がいいケースの方が多いいんではないかなと思ってしまいますけどね。小学校が特にね。校区が入り組んでいるという問題が一番大きいので、選択できるということよりかは、校区を何とかしてほしいと。校区の境目で何とかしてほしいというニーズの方が多分大きいんじゃないかなと思うんですけどね。そっちの方が大事なような気がしますけどね。

委員

通学区域の弾力的な対応ということでしょ。

委員

そうです。

委員

微妙なところは選べるというぐらいが、多分、小学生はねえ。

委員

中学校は、また別の問題かもしれないんですけどねえ。

委員

地域のしがらみというのは、半端ではないから、通学区域が変わると、無茶苦茶もめているから。だから、良いか、悪いかを抜きにして、他の地域から選択制で入ってくると、物凄いアレルギーを持っている方が極めて遠いところをどうやって地域の方が納得するんだろうって。

委員

どの子であろうと守って頂きたいですよね、、

委員

そうなんです。だから、そこがおかしい。

委員

感覚はそういう感覚ですね。

委員

そうそう、だから私学へ行く子は、子ども会入れないというようなね、、ちょっと、、おかしい、おかしいんだけど、そういう発想を持っているから非常に、、

委員

それは、やっぱあると思います。地蔵盆をとっても、これは、はっきり昔からある話なので、それをどういうふうに変えていくかというところが一つ、、

委員

でも、地域の場合は、その世帯でちゃんと町会へ入っていたら、私学へ行こうが、町会行事には出れますよね。

委員

そうですね、町会金を払っていますから、、、

委員

この新しいマンションというのは、自治会に加入していないところが多いのでね、、、

委員

それはマンション自体がしていないところが多いので、だからそのマンションだけは、お祭りには参加させないとかそういう事はよくあるんです、確かに。

委員

ある。ある。

委員

小学校、これだけそのいろんなパターンがあるとなったら、各区ごとに小学校のやり方を選ぶというよりかは、どっちかって言うと、弾力的に全部、大阪市内、弾力的に全部対応したらいいんじゃないかと思ってしまうんですけど、どうなんでしょう。

委員

そのような手もあるねえ。

事務局

あの、学校選択制と通学区域の弾力化とを併用するというやり方もありますしね、今いました通学区域の弾力化をする時は、できたら、これは24区そろって弾力化させたほうがいいと思います。ただ、その手法は、区によってちょっと状況が違うという、その辺は整理の仕方と思うんですけどね。

委員

いろんなパターンを差し出して、こういうパターンだったらこうなります、ただし、こういうふうにしてくださいよということが必要だと思います。区によって随分パターンが違うし。

事務局

また、ちょっと他の課題をやってもらっているなかで、戻りながらやったらどうかなと思いますね。

委員

あの、小さいから一区でいい、全体が自由というのがいいという区もありましたよね。

委員

中学校ごとにやったら感覚的に分かりますけどね、中学校をやったら全部くらいの覚悟でいこうかと。小学校は違いますね。

委員

行かないでしょうね。

委員

この人がここには行かんだろなと思うけど。まあ、いるかもしれませんけど。

事務局

結局、東京のほうでも自由を入れたとしても、選んでいる人の 9 割は、隣接でというのはやっぱり、歩いていってくださいという話をしますから。現実問題としたらね、ここからここというのは、誰が見ても歩けませんのでね。やっぱり親としても、歩ける距離で自分のところ以外に何があるのかなというのを見て、その中から選ぶというのが現状ですね。

委員

多分ね、住之江区なら問題になるのが、住吉区と隣接しているところが凄く長いので、この学校に行かせてくれという、こっち側に固まっていますんでね。

事務局

もともとね、住之江区というのは、住吉区から分区していますんで、だから端っこの方は、昔同じやっぱり意識があるんですよ。多分ひょっとしたら神社の祭りとかは、区を越えて、同じ地元でやっていくところもあると思うんです、未だに。たまたま今は、区がね、ここは住吉区、ここは住之江区って変わったということだけであって、昔はここも住吉区でしたからね。

委員

問題は、区の中よりこの区を超えたところをどうするかということですよね。

事務局

そういう問題は出てくるかもしれませんね。

委員

これ全部、調整区域ということで、本来は一時的な目的なのに、それを調整区域ということで解決していくのか、それとも、学校を指定しますけど、文句あるんだったら言っして下さいというやり方で、指定外就学の変更をやるか。認めるか。

事務局

広島市は、中学校をブロックと隣接区域との併用制にしていると思うんですよ。それは、なぜそうしているのかと言ったら、こういう端っこのところが、他の区からも行けるような、そういう制度と合わせて、中学校に関しては、してあったんですよ。ちょっと見させてもらったら、そういうところを入れたみたいですね。だからその辺は、もうちょっと詳しい資料を出しますけれども、一つの参考になるのかなあとと思いますけどね。

委員

では、ブロック制にすると、それが可能であるのと違いますよね。隣の区だから。自由というのではなくて、ブロック、、、

委員

市として導入した場合はそうでしょうけど、今大阪市で考えているのは、区単位で、ブロックでも区を越えてのブロックというのはないということですよね。

委員

そこおかしいと思っているんですけどね。子どものことを考えていると、、、

委員

それやったら区を跨いで行けないですよ。

委員

指定外通学しかできない、可能性としては今の方法だとな

委員

だから隣の校区と接しているという問題を解決しようと思ったら、やっぱり指定外就学というのを詰めないと話が出来なくなるので、ちょっとねえ。

委員

指定外就学をかなり緩やかに、その地域では認めるということにして、事実上、選択制みたいな効果を出すということはアリなのかもしれないですね。

委員

調整区域とか言うのは、ちょっと意味合いが違うと思うんですよ。指定外就学ということになると、隣接しているところについて、その特別な事情を認めるかどうかということもありますのでね。

事務局

あの、指定外就学は、就学通知書をご家庭に送ってから保護者が区役所に届け出をしてもらう。これこれの理由がありますということ。だから選択制の時も保護者のやるタイミングも違います。

委員

そこが一番大事なところかなと思うんですよ。行政が決めて、異議があったら、不都合があったら述べてくださいというやり方と、皆さんのご意見を先ず聞きますよと、その上でご希望はとにかく聴きますよと。その上で一定のルールに従って指定しますというやり方とちょっと違いがありますよね。基本的なベースが違いますよね。

委員

前も言ったんですけども、指定外の場合は、100%受け入れないといけないんですよ、学校は。選択制というのは、人数制限をかけられると。大きな違いだと思うんですね。だから指定外就学を非常に広く取るということは、学校にしたらあふれる場合もあるし、、

事務局

ただね、東京の中野区はね、選択制より指定外の緩和で対応しているんですよ。やっぱりそういうようなことは、先生が言ったように、学校によったらやっぱりね、そのまま受けたら収容できないという場合があるんです。じゃあ、そこで何をしているかと言ったら抽選しているんです。

委員

指定外就学にもかかわらず、抽選しているんですか。

委員

だから選択制の中の指定外就学という、、

事務局

選択制は、やっていないんですけど、指定外就学の緩和で対応しているんですけど、場合によったら、、、

委員

基本、来るところの学校の校長がいいですよと認めないと、指定外は認められない。

委員

だけど、基本認める方向ではないのか、ほぼ。

委員

だけど、校長が認めない、だからもうパンパンだから、うちはこれ以上受け入れませんと言ったら、それは、制度上は行けるはずだから。

事務局

ただ、うちの、、、

委員

キャパがありますもんね。

委員

そういうのは、義務はないわけですね？

委員

絶対受け入れなアカンという義務はないんです。だって、指定外就学の申請の用紙に、出る方の学校の校長の判は要らないけど、行く方の学校の校長は、判を押さないといけない。その判を押すか、押さないかの違いは大きい。

事務局

学校は、やっぱり協議をしたうえで、どこに行って頂くかということは、保護者の意向だけでは決められませんから。

委員

保護者とトラブルになることはないですか？うちは、絶対ここに行きたいという、、、

委員

可能性はあるでしょうね。

委員

なんで認めてくれへんねんという、、、。

委員

もう一杯やからアカンという。それは基本、認められますよね。

委員

それは、認めるんですよ。

事務局

だから、やっぱり、保護者にとっては分からないんですね。どの場合がいて、どの場合がいけないのかがね。ただ、中身を分からんままにいろいろな話だけが聞こえてくるでしょう。自分の場合はアカンかったけど、なんであの人の場合は行けたのかとかね。やっぱりそこに差があるのと違うのかって、不公平があるのと違うかというのが、分からないまま、それがどんどんこうね、ままあるんで、そういう場合は、やっぱり指定外就学を含めて、やっぱり詳細な中身を決めていく必要はあると、そうしないと学校現場の方が、多分大変になってくると思いますんでね。

委員

逆に選択制をしたら、抽選で漏れたらダメということは言いやすいんですね。

委員

保護者の側から見たら、緊急性と言うか、選ぶ重要性というのが、なんとなくというような人と、めっちゃ目の前に学校があるからという人と、凄く違うと思うんですよ。だからその辺が、どっちを重く見てもらえるかと言ったら、そら指定外の方が重く見てもらえるのと違うかなという気はするんです。

委員

でも指定外就学でも、一杯やったらダメですよ。

委員

まあ、キャパはあるでしょうけど。

委員

一緒ですよ、結局。

委員

そうですね。その順番が、選んでもらえる順番がちょっと違うぐらいの話ですね。

委員

東京の場合は、最初のこの選択制による希望をとって、一定の指定をして、それで終わるかという、もう一回そのあと指定校変更の受というんですか、二重の形になっていますね。そういうことで救済というのは可能なのかもしれません。最初に、そこら辺は選択制にしておきますよということでやっというて、でそれに応募したけど落ちてしまったと。でも、こんな不公平があるのかということで、合理的な理由があれば、指定外の変更ということで、合致すれば、それは認めましょうということで。

委員

それで言うたら、逆に合意できるような人を優先させた後の選択制の方が合理的なんではないんですか。

委員

どっちを先に入れるかというのが、方法あると思うんです。東京の場合は、二段階で、後の方に指定外の手続きがある。

委員

勿論、この指定外就学は、絶対必要なもので、ただそれをさっき言ったように、どっちを先にするのかというので、あんまりこの指定外というのをしてしまうと、受け入れざるをえないことも一杯あるんじゃないですか。だから、それが混乱に至らない方法のほうがいいなと思っただけで。

事務局

今の話のなかで、今日来てもらっているんですけど、この間フォーラムでも意見がありましたが、障がいをお持ちのお子さんの受入れとなると、健常児と全く同じというわけにはいきませんし、今、やっている対応もありますので、課題等があるんですが、今そこと合わせてやってもらうほうが、良いところもあるかなと思うんですけど。

ファシリテーター

資料の4ページになります。

事務局

現状をお話させてもらいます。今、障がいのあるお子さんの就学に関してどのような取り組みがあるのか、その辺の説明をお願いします。

事務局

他都市と比べましたら、本市の場合ですね、バリアフリーの施設面の状況もエレベーター設置が小中学校あわせて90%以上ですし、以前でしたら隣の学校にはエレベーターがなくて、けっこう離れているけどエレベーターがある、そちらの方が便利だから指定外通学させてほしいというお声もあったんですが、それも基本的になくなって、障がい児はやっぱり体力の問題もございまして、通学時間をできるだけかけないという観点から、今の校区割では、近いのに校区から外れているから、近いけれどもそこに行けないというケースが、時々あります。そういう場合に、指定外通学で行かせてほしいという声がありまして、そこは先ほど申し上げたような、学校間で話をさせていただいて、認めていってもらっているという状況があります。基本的には、今のシステムの中でお困りになっているケースはないと思っております。私どもは、特別支援教育に関しましては、地域とともに学ぶということで推進しておりますので、やはり近所のお友達と一緒に近い学校に行くのがベストだろうと思っておりますので、選択制がどのように導入されるかというのは、今後、出てくるんでしょうけれども、基本は、丁寧にお子さんの状況、それから家庭のサポートの状況も含めて、十分に個々のケースに応じて就学相談をすすめていくのが、中心になるのかなということです。以上、簡単ですけども。

ファシリテーター

障がいといっても、いろんな障がいがありますね。精神的なものから身体的なもの。いろんな障がいの子どもを一括して各学校でおやりになっている、学校ごとというか…。

事務局

そうですね。視覚、それから聴覚、知的、肢体不自由、病弱、自閉症・情緒障がい。大きく分けるとこれだけあるんですが、地域の小中学校で受入れる場合は、特別支援学級を設置して、希望があればそこでみますけれども、そこも今、実質、設置の権限がある府の教育委員会とは、いつも協議をして決めるのですが、その時に府の方針としても、障がい種をできるだけ分けて学級設置をするという方向では動いてくれていますので、国の定数で言いますと8名で1学級、1人の先生ということなのですが、今だいたい4人から4.5人ぐらいで1学級を認めてもらっているという状況がありますので、その中で細かく子どもたちの障がいに合わせてみていくという体制をとっています。

委員

僕の個人的な意見ですけれども、障がいのある子どもを抱える親の場合ですと、学校選択制というのとも全く別の次元の話だと思っておりまして、ここで障がいのあるお子さんを持った親が学校選択制を望むか望まないかというような声は聞こえているのでしょうか。要は自治体、市役所が、障がいのある親御さんと丁寧に対応する、学校先生も丁寧に対応すると…、でいうところで学校を決めていくということなので、このアンケートを見ると、障がい児を持つ親も学校選択制ができるのか、できないのかという話が出ているのですが、どなたが言っているのかなと。障がいのあるお子さんを持たれている親御さんが、そういうことをどういうふうに捉えているのかが全くわからないので、もしそのような意見とか何かご存知であればという。

事務局

子どもは、直接たくさんの親御さんから学校選択制に類するような意見を聞くということはありませんが、ただ担当が学校を通して、いろいろ就学の問題で今まで対応してきたケースを考えますと、やはり国レベルでインクルーシブ教育ということで、一緒に学ぶということの大切さ、その方向で向かっておりますし、やはり地元の、近い小学校で、あるいは中学校でお友達と一緒に学ばせたいというのが大きな声です。そのために、就学先をどうしたら良いのかという議論になってくるかなと思います。

委員

小中一貫だとか特別支援学校だとか、支援教室とか、考え方はいろいろあると思うんですけど、今のでいきますと、その特別支援学級をベースに考えられていると。

事務局

基本は地域ですね。ただ国の方も、多様な学びの場はしっかりと確保して、本人、保護者のニーズに応じていきたいと思いますということを言っておりますので、どうしても特別支援学校を希望される、そういうニーズもやはりあるわけですし、それには、特別支援学校がやはり応えるために、特別支援学校というものをきちっと確保していかないといけないというようなことも国の方針として出しております。

委員

原則の一つがインクルーシブ、地域の中で学んでいただくと、それは健常児の方と同じ学習の権利を保障するというのが一つだろうと思います。これは大きな、譲れないことだと思います。よく聞くのは、地域で学ばせたいというのと同時に、学校によって、やはり取組みが違よねと。簡単に言えば、あそこは、物凄く熱心な先生がおられる、あそこに行かせたいんだと。で、実は同じ障がいのある子どもさんもあそこに行きたいと言っている。是非一緒にやらせたいんだというような声を聞くんですね。確かに、公教育は一緒だ

と仰るかもしれませんが、やはりそこに濃淡が自然と発生していつている、そのところをどうするかという。そうするとですね、やはり方向性としては、とにかく徹底的に相談をして、受け入れて、最優先でやはりご本人、保護者の方のご意見を吸収するようなシステムというのは作っておかないといけないんだろうなと思いますよね。

事務局

そうですね。現在も、就学相談システムとしましては、地域の小学校を窓口にして、ケースによって教育委員会の担当が入る、あるいは、外部のアドバイザーが助言に入るというケースもありますし、とにかく徹底して就学相談を受けて、ニーズに応えられるにはどういうことを考えればいいのか、対応していけばいいのかということはやっておりますので。就学のシステムはでき上がっていると思うんです。

委員

ある意味では、非常に、いろいろな…やりたい、こういうふうになりたいというご希望、自由みたいなものを欲しがっておられるのかなあと。障がい者の方が一番自由、自分がやりたいもの、したいことができないハンディにあるわけですね。そうすると、その方には、ある意味選択の一番の広さを認めてあげることが適当だろうと。極端な例ですよ、例えば自宅から遠くて、インクルーシブでないんだけど、あそこへ行かせたいと。それについては、交通の手段は自分ところで責任を持ってやるからと仰ったら、やはりそういうところは認めてあげるのが、障がい児の方に関しては、そうではないかなと。一番そういう意味では、見方によっては、一番の選択制の自由というところに、持ち込めるのではないかなと思っていますけれども。

事務局

そうですね。広く選択制のルールが決まりました時に、障がいがあるという理由で、そこから外してしまうというのは、人権問題も含めて良くないことだと思いますので、そこは。

委員

区が違うから、インクルーシブというのは、行政的なこっちの学校のことでですよと言われて、だっこっちの方が近いけどというようなことが起きないようにですね。

委員

現時点でも認められているんですよね。障がい児に関しては、こういう理由でこっちの学校を求める…。

事務局

そうです。指定外というかたちで。

委員

だから別に今まで…、選択制になったから、広く特別に認められるというわけではないんですよ。

委員

改めて、きちんと確認したほうがいいと思うんですね。ご心配はなさっている方は、現実に多いと思うので、最優先に、障がい児の方は、学ぶ権利を保障しますよと…。

委員

他都市では、全く設置されていないからということですね？

事務局

結局、そこが議論のなかで、この間、他の手法、結構、東京が参考になったと思うんですが、実は、障がいをお持ちのお子さんの件に関しては、ほとんど東京の例は、参考にならないんですよ。というのは、障がいの種別ごとに例えば、情緒障がいだったら、お母さんはあそこですよ、とかいうように、だいたい選択校とは言いませんが、決まっているんですよ。だから、それはうちは地元の学校で受入れますというかたちで、これまでやってきていますので、東京のやり方をいれてしまうと、うちがこれまで障がいをお持ちのご家庭とやってきたものを全部見直してしまうという極端な話ですよということになるので、ここは、なかなか東京でやっているところ、まあ東京だけではないんですが、他のところの参考になるのが、ほとんどなくて、そういう意味でうちがやっております各ご家庭と、ちょうど 1 学期くらいから来年の入学に向けて、そろそろ各学校が保護者の方と接触をとるタイミングになっているんですけれども、そういうリズムがありますので、そこは、違うと保証してあげる、こういう選択制になったとしても保障してあげる、その中で、この制度をどうするのかというところを構築していかなければいけない中身なんです。この今日の短い時間のなかで、なかなか整理はできないと思いますので…。

委員

例えば選択制にするとしても、その学校で何学級というのが出ていかないといけない…。

事務局

悩ましいのは、学校選択制になりますと、通常の場合は、だいたい夏休みぐらいまでに、来年の受入学級を決めていたんです。あとの周知もありますので。そうなってくると、そ

の段階で、障がいのあるお子さんを学校でだいたい何人ぐらい受入れるのか、これは学級数もありますので。無制限に受入れられませんから。先ほど申し上げたように、基本的に1クラス8人ですけど、8人までは受入れていませんから。ある程度、各学校の受入れ人数を算定する時に見込んでいく、あるいは保護者の方と、これは考えていかなければなりませんが、接触する機会を若干でも繰上げて、できる限り保護者の意向を、最終的には、今2学期なんですね。保護者に最終的に決めてもらうのは2学期なので、そこをやっていると全体のスケジュールと合わないということになるので、そこをどう整理するかというのが一つ作っていかなければならないところです。かといってあまり、通常の選択制として、そちらの制度ばかりやっていると、障がいのある方の意向が、どこまで反映できるのかという問題もあるので、そこをいかに両立させるかというのは、考えていかないといけないところです。

委員

時期が早くなるということは、例えば、発達障がいのお子さんですと、小学校入学を機に診断を受けられたりするケースがすごく多いと思うんですね。だから夏の段階であるとか、それより前とかということになると…、結構ぎりぎりまで、確定しない…。

事務局

だから一定、過去のものを見込の数を確保した上でいかないと。ただ反対に見込の数の中で、障がいのあるお子さんが、ご家庭の希望が上手いこといったら良いんですが、見込の数を越えた場合に、どう対応するのかといった問題は出てくると思います。結局、これも支障がないように特別支援学級の場合、教室を作りますから。一方では、学校的には施設的な面から、単に場所がないのに、来てくださいというようないい加減な対応は、どの学校もしていませんから。かといって、今、仰っていただいたように、急がすと親としてもなかなか決められないと、じっくり子どもの状況を見て決めたいという親の思いもありますので、そこをどう両立させるかというのは、工夫が…。これが他都市にあまり参考になる事例がほとんどないので。ここは、仮にやれば、大阪市独自のやり方を構築しないと混乱する可能性もありますので。

委員

障がい児の場合は、学級数というか、通常の学級はある意味関係ないので、今まで通りのやり方をきちっとやっておけば、特に問題がないのではないかと。

事務局

学級数は、だいたい府教委と来年度の学級設置に関して協議を開始するのは9月です。9月の当初に小中学校の校長先生からヒアリングをするんです。そのヒアリングに向けて、

校長先生方は、夏休みまでにだいたい来年どういふお子さんが学校に来るのか、状況、親御さんの希望も把握するように努めています。

委員

それは一般的な例ですね。

事務局

今、やられている中身ですね。それを詰めてやってきていますから、その詰め方を更にきめ細かく、しっかりやって、9月にその話を持ってくることが必要になってくると思いますね。

事務局

今後、各学校では選択制の受入れ人数も校長先生には頭の中に入れてもらって、どうするか。

委員

基本、うちでも来年入ってくるお子さんの話はしましたが、現状では、うちとしてはこういうことができますよということをきっちりと提示して、そのうえで保護者の方に、うちの学校に来るか、来ないか、他に紹介できるところはありますかと言われると、特別支援学校を相談させてもらって、紹介させてもらったりしているんです。隣の学校に行きたいと言われたときは、隣にも一回話もして、直接指導をしているところを見に行ってもらったりというのはやっていますので、特に今のやり方で混乱が起きるというのは考えられない。

事務局

そこに加わる要素としては、今までは、当然自分の学校にしか来なかった。その中で、特別支援学級に在籍するか、通常の学級に在籍するかという二者択一だったのですけれども、そこに選択制で、他の学校も選べますよというのが入ってきますから。そこも含めて相談をしていくというのが、今後、必要になってくるかと思います。それは、今までの相談の流れの中でその項目を加えて。

事務局

この間フォーラムでも、特に障がいのあるお子さんの保護者からも、ある意味でも自分たちにも選択の幅を広げてほしいと、場合によると、さっき…あれですけど、学校によって…、親の目から見ると濃淡があるので、それでわざわざ転居をしないといけないということも過去聞いたことがあるので、選択制で上手いことすればそこまでなくても、幅広

く学校を選べるというところもあるので、そのようなものには期待しますといった意見を寄せられたお母さんもある区ではおられたので、そこは、やり方もあると思うんですけど。

委員

もし、やるとしたら多分、中学校でしたら、校区内の子どもは、全員上がってくるだろうという前提で、保護者と話をしていると。だいたい 9 月頃から教育委員会に届けるといことなんですが、それまでに見に来られるんですね、やっぱり。だから、もし選択制にした場合は、早めに来ていただいてということをしないと、他の子どももみたいに 2 学期から選択していたのではちょっと遅いかなと。もし学校選択制を採っていくなら、障がいのある子どもたちについては、少し早めていくということは必要かな。

事務局

若干、先行をしていく必要は、今、仰ったようにあると思います。健常児に比べますと。学校選択ということに関しましては。その辺と、あと親の思いもありますから、あまり急がし過ぎるのもなんですので、そこのやり方がちょっと…。

委員

学校をご覧になったり、いろんなことをそれぞれの学校でご相談になったり、非常に良いことだと思いました。これまで原則的には地域の学校か、特別支援学校の方に行くか、この二つの選択しかなかったですね。

委員

そこは、幼稚園等からの情報もあるんですね。

委員

勿論ありますし、直接、学校にお電話を掛けてこられたりいうのでわかるということもありますから。かなり早くから、3 歳、4 歳ぐらいから一度、お話を聞いてほしいということもあって、それぐらいから多分いろいろやっておられるというのはある…。

事務局

おそらく親御さんの方も、だいぶ前からここだと決められないというのは、親御さんもお思いですから、あっち、こっち、実際自分の目で見てみないといけない、話を聞いてみないとわからないというのがあると、親の方からの働きかけ、アプローチが早いところはあるだろうと思います。

委員

障がい児の方については、別の扱いみたいなものが必要…。

事務局

今日、現状をお話しましたので、今日だけで結論は出ませんので、次回もその辺のところも議論を詰めていただきたいと。

委員

教室もキャパシティがあれば、何学級もできるということなんですか。

委員

先生がきちっと揃うか…。

委員

それは、5 学級だと 5 学級分…。

事務局

ただ反対に言えば、どこも無制限に教室を増やすことができるかと言えば、そこは特別支援学級についても、置かれている状況はよく似ているので…。かといって、そこを後ろにすると受入れられないと。ある意味では、この分だけを教室も含めて確保しておく、そういう先行的なことがあると思うんですが。

委員

ひとつ「先行」ということで言うと、問題なのは、障がい児をお持ちの方は、やはり友達関係であげたいという思いがすごく強いと思うんです、他の方より。自分の子どもの障がいを知っているお友達と一緒に。そうすると、お友達の判断と、自分の判断がずれるということになれば、すごく不安だと思います。その辺もあるので、なかなかいろんなことを…。

事務局

そうなった時に、一定の見込の受入れ人数がある時に、その枠に入ったらいいのですが、結局、そこ以上の希望がきた時にどうするのかという問題があります。そういう関係で、あそこの学校を希望しますというかたちで、今、うちもあそこの学校に預けたいということで、何校か名前が挙がる学校があるんですね。やはり、そういうところに集まりやすいというところがあるので、だいたい今までの経験値で確保するんですが、その経験値を超えた場合にね、結局、それが、障がいをお持ちのお子さん、親御さんも含めて配慮をする、しないとの関係もあるので、そういった問題も…、これは学校現場だけでは解決で

きない問題なので、そういった議論も…、今日は、時間もありませんけど次回に

委員

学校だけでは解決できないと思うんですね。だからその時は、なぜここはたくさん集まっているのだろう、どこが評価されているのかということをしちんとやって、それをニーズのあう他の地域でもできるようなところを広げていった方が良い…。

ファシリテーター

時間はもうなくなっているんですが、一つだけ教えてください。行動の面での障がいは、身体的な障がいは分かる訳ですよ。大体何歳かになったら、身体的な障がいがあることが分かる。しかし、今一番、問題になっているのは、発達障がいという言葉が、新しく数年前から出てきておりますけど、そういう発達障がいと言われるような、精神的な障がいといったらいいんですか？そういうものは、なかなか分かりにくいんじゃないかというふうな気がするんですけど、そういう発達障がいにくられるような子どもさんは、これは何か特別な手立てはなされているんですか。

事務局

やっております。発達障がいは脳の微細な障がいの一つですので、精神障がいではないことを一つ押さえておかないといけないのと、発達障がいの診断も今かなり進んできておりまして、それぞれの、一歳とか三歳とかの検診でも、担当するスタッフが発達障がいの知識をもって対応して、早くからその相談にのっているという養育相談も開始しておりますので、学齢期までには、だいたい分かっているというのが今の状況です。で、親御さんにその気づきがあるかどうかというのが一番大きいんですけどね、ただ、発達障がいというのは、基本的に知的障がいがありませんので、だから通常は、通常学級に入るわけなんですけれど、特別支援学級に入る発達障がいのお子さんは、知的障がいを伴っているとか、あるいは身体障がいを伴っているケースがあって、入っている。今まで大阪市としては、指定外就学も活用しながら、かなり柔軟にやれてきておりますので、今までの状況を踏まえますと、まず親御さんのニーズは二点に集約されます。一つは、近所の子どもたちと一緒に同じ学校に通わせたいということと、近い学校へ行かせたいという事です。だから、遠くの学校に一人だけ、それでも行きたいというのは、よほどのケースだと思いますね。

ファシリテーター

どうもありがとうございました。時間が過ぎてしまいまして、申し訳ございません。

(事務局より日程調整後、終了)